

三田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第13条 省略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、自ら多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)</u>に、<u>個人番号カード及び暗証番号(暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。)</u>を使用して必要な事項を入力することにより、<u>印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、使用する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項の申請があったときは、あらかじめ多機能端末機に組み込まれた処理方法により、当該申請が適正であることを確認するものとする。</u></p> <p>第15条 省略 (印鑑登録の証明)</p> <p>第16条 市長は、第13条第3項、第4項若しくは第5項又は第14条第3項の規定により当該申請が適正であると認めるときは、<u>印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第13条 省略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>又は<u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。)</u>を用いて、<u>自ら多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。)</u>を利用し、<u>暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の申請があったときは、あらかじめ多機能端末機に組み込まれた処理方法により、当該申請が適正であることを確認するものとする。</u></p> <p>第15条 省略 (印鑑登録の証明)</p> <p>第16条 市長は、第13条第3項、第4項若しくは第5項又は第14条第2項の規定により当該申請が適正であると認めるときは、<u>印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>